

メルマガ発行規約

本規約は、株式会社まぐまぐ（以下「当社」という。）が運営するWEBサイト「まぐまぐ！」（以下「本サイト」という。）にて本サイトのメルマガ発行システムを使用して自身のメルマガを発行するサービス（以下「発行サービス」という。）を利用する本サイト会員（以下「メルマガ発行者」という。）と当社との間の一切の關係に適用されます。

なお、本規約に定めのない事項については、まぐまぐ会員規約（以下「会員規約」という。）の各条項を適用するものとします。

第1章 総則

第1条（発行できないメルマガ、禁止行為）

- メルマガ発行者は、以下の各号のいずれかに該当するメルマガを発行できません。
 - 自身が発行する他のメルマガと同一又は酷似する内容のもの
 - 他人が発行するメルマガと類似する名称又は内容のもの
 - 広告収入を得ることが主目的のもの、著しく広告掲載が多いもの又はダイレクトメールまがいのもの
 - サイドビジネスを紹介する内容のものうち、ビジネスの具体的な業務内容又は販売商品等が明記されていないもの
 - 他人の名誉又は信用を毀損するもの若しくはそのおそれのあるもの、他人を誹謗中傷するもの若しくはそのおそれのあるもの又は差別的な内容のもの
 - 他人の営業を妨害することを目的とするもの又は他人の営業を妨害する恐れのある表現等を含むもの
 - わいせつな表現若しくはリンクを含むもの又はわいせつな物品の販売や頒布を行うもの
 - 暴力的な表現等を含むもの
 - 宗教の布教を目的とするもの又は宗教団体若しくは政治結社等への勧誘を目的とするもの
 - 連鎖販売取引、ねずみ講若しくはネットワークビジネスの紹介又は勧誘目的のもの
 - 公序良俗に反する内容のもの
 - 違法行為や反社会的行為を行い、又は助長するおそれがあるもの
 - 承諾を得ていない個人情報を開示するもの
 - 他人の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - その他、当社が不適当と認める内容のもの
- メルマガ発行者は、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。
 - 発行承認されたものとは異なる内容のメルマガを発行すること
 - 発行するメルマガと同一または類似の内容のコンテンツを他のサイト等から配信又は他サイトに掲載すること
 - 発行するメルマガと同一または類似の内容のコンテンツを他のサイト等で販売すること
 - 発行するメルマガのコンテンツ内で他のメルマガ提供サイト等への誘導を行うこと
 - 自身のメルマガに登録する者（以下「読者」という。）からの質問を当該読者の事前の承諾なく掲載すること（ただし、質問への回答をコンテンツとしている場合を除く。）
- 当社は、前2項に該当する恐れのあるメルマガ若しくは行為を発見した場合又は読者からクレーム等がなされた場合、当該メルマガの次回以降の発行を一時的に停止して、当該メルマガについて調査することができるものとします。

4. 調査の結果、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当する事実が発見された場合には、当該メルマガ発行者に対して改善指示、警告等を行うことができます。
5. 当社は、メルマガ発行者が前項の改善指示等に従わない場合又は違反するメルマガを再度発行した場合、当該メルマガを強制廃刊にできるものとします。

第2条（メルマガ発行者の責務）

1. メルマガ発行者は、自身が設定したメルマガの発行日を遵守しなければなりません。
2. メルマガ発行者は、前項の発行日にメルマガを発行することが困難な場合、当社に対して、当社が定める期間内に遅滞なく通知をしなければなりません。なお、当該通知は、当社が定める手段により行われるものとします。
3. メルマガ発行者は、当社に対して事前の通知をすることなく、当該発行日にメルマガを発行できなかった場合、当社及び読者に生じる損害等のすべてを自己の責任及び費用において賠償する責任を負うものとします。
4. メルマガ発行者は、自身が発行するメルマガの内容等について、すべての責任を負うものとします。メルマガ発行者は、自身が発行するメルマガに起因して生じるすべての損害をすべて自身の責任及び費用にて賠償する責任を負うものとし、当社は、一切責任を負わないものとします。
5. メルマガ発行者は、自身が発行するメルマガについて質問、問い合わせ、クレーム等がなされた場合、責任をもって誠実に回答及び対応をしなければなりません。
6. 当社は、前項のメルマガ発行者の不誠実な対応等について読者等からクレームが頻発する場合、当該メルマガ発行者に対して改善指示、警告等を行うことができます。なお、当社は、当該指示等を行った後も当該発行者に対するクレーム等が頻発する場合又はメルマガ発行者に当該指示等に従う意思が確認できない場合、当該メルマガを強制廃刊にできるものとします。

第3条（当社が提供する業務）

1. 当社は、メルマガ発行者に対して、発行サービスを介して次の各号の業務を提供するものとします。
 - (1) メルマガ登録申込、解除等の受付業務
 - (2) 読者に対するサポート業務
 - (3) 配信システムの運営業務
 - (4) 有料メルマガの購読料金、バックナンバーの購読料金の回収業務
2. 前項1号の登録申込の諾否は、当社の権限において行われるものとし、メルマガ発行者は、これに異議を申し立てないものとします。

第4条（発行日の変更、休刊、廃刊）

1. メルマガ発行者は、自身が発行するメルマガの発行日を変更する場合、当社が定める手段により発行日変更の手続きをしなければなりません。また、メルマガ発行者は、発行日の変更につき、読者に対して、メルマガ内での告知等をする義務を負うものとします。
2. メルマガ発行者は、自身が発行するメルマガの一時的に配信を停止する場合、当社が定める手段により休刊手続きをしなければなりません。また、メルマガ発行者は、メルマガの休刊につき、読者に対して、メルマガ内での告知等をする義務を負うものとします。
3. 休刊中のメルマガの発行者は、当社が定める手段により当該メルマガの復刊を行うことができます。

4. メルマガ発行者は、自身が発行するメルマガの継続的な配信を終了する場合、当社が定める手段により廃刊手続きをしなければなりません。また、メルマガ発行者は、メルマガの廃刊につき、読者に対して、メルマガ内での告知等をする義務を負うものとします。

第5条（強制廃刊）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当該メルマガを強制廃刊にできるものとします。
 - (1) 第1条3項の一時的な発行を停止した場合で、当社が定める期間内に当該事由の改善がなされない場合
 - (2) メルマガ発行者が第2条に定める義務等を履行しなかった場合
 - (3) メルマガ発行者が会員規約第11条により退会した場合
 - (4) メルマガ発行者が会員規約第15条の処分を受けた場合
 - (5) メルマガ発行者の利用者情報等について虚偽が発見された場合
2. 当社は、前項1号、2号又は5号の事由によりメルマガを強制廃刊にした場合で、かつ悪質であると当社が判断するときは、当該メルマガ発行者に対して、会員規約第15条に基づく処分を課することができます。

第2章 無料メルマガ

第6条（無料メルマガの注意事項）

1. 無料メルマガのコンテンツのヘッダー、フッターその他の箇所には、当社が選定する広告が掲載されます。発行者は、無料メルマガに掲載される広告の選定等について、異議等を申し立てることが一切できないものとします。
2. 無料メルマガの発行者は、自身のメルマガに掲載された広告について、当社又は当該広告主に対して、広告掲載の対価等を請求してはなりません。

第7条（無料メルマガの発行者登録）

1. 無料メルマガの発行を希望する会員は、当社が定める手段により無料メルマガの発行申込をするものとします。なお、会員は、当該申込に際して、利用者情報の登録を完了していなければなりません。
2. 無料メルマガの発行申込をした会員は、当社が当該申込を承諾した時点で正式に無料メルマガ発行者として登録され、無料メルマガを発行できるものとします。
3. 当社は、無料メルマガの発行申込をした会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該申込を拒絶できるものとします。
 - (1) 過去に自身が発行するメルマガを強制廃刊にされたことがある場合
 - (2) 過去に読者に対する不誠意対応等について当社より警告等を受けたことがある場合
 - (3) その他、発行者として不適切であると当社が判断した場合

第3章 有料メルマガ

第8条（有料メルマガの発行者登録）

1. 有料メルマガの発行を希望する会員は、当社が定める手段により有料メルマガの発行申込をするものとします。会員は、当該申込に際して、利用者情報及び口座情報の登録を完了していなければなりません。
2. 当社は、有料メルマガの発行申込について審査を行い、合格した会員にのみ発行を承諾するものとします。なお、主な審査基準は、以下のとおりとしますが、これに限りません。
 - (1) 発行者が拒絶事由に該当しないかどうか
 - (2) 発行者がメルマガ発行者として適切かどうか
 - (3) 発行予定のメルマガが第1条1項各号に該当していないかどうか
 - (4) 発行予定のメルマガを有料にて提供することが適切かどうか
3. 当社は、有料メルマガの発行申込を拒絶する場合であっても、拒絶理由等の開示を一切行わないものとします。
4. 有料メルマガの発行申込をした会員は、当社が当該申込を承諾した時点で正式に発行者として登録され、有料メルマガを発行できるものとします。

第9条（購読料金、販売手数料、支払い）

1. 有料メルマガの発行者（以下「有料メルマガ発行者」という。）は、当社が定める金額の範囲内で月極の購読料金を決定できます。
2. 有料メルマガ発行者は、当社に対して、当社が定める割合の販売手数料を支払わなければなりません。
3. 当社は、毎月末日締めにて有料メルマガ発行期間中の購読料金及びバックナンバーの購読料金（以下「有料メルマガの購読料金及びバックナンバーの購読料金」を「売上」という。）並びに販売手数料を集計し、有料メルマガ発行者に対して支払う金額（以下「支払金」という。）を確定するものとします。なお、支払金は、売上から第2項の販売手数料を控除した金額とします。
4. 支払金に1円未満の端数が生じる場合は、同端数分を切り捨てるものとします。
5. 当社は、確定した売上及び支払金を、有料メルマガ発行者のマイページ上に、当社が定める期間内に掲載するものとします。
6. 当社は、有料メルマガ発行者に対して、有料メルマガ発行月における支払金を翌々月16日（金融機関の休業日である場合は、翌営業日とする。）に当該有料メルマガ発行者が指定する金融機関口座に振り込むものとします。なお、当該振込に生じる振込手数料は、有料メルマガ発行者が負担するものとし、当社は、支払金から当該手数料を控除できるものとします。
7. 当社は、有料メルマガ発行者に対して支払う支払金の総額が1,000円に満たない場合、当該支払金の支払いを行わず、翌月分に繰り越すことができます。

第10条（購読料金の不発生事由）

1. 有料メルマガに新規で購読申込をした会員は、当該購読申込日から当月末日までの期間中、無料にて当該有料メルマガを購読できます。この期間中、有料メルマガの購読料金は、発生しません。ただし、当社との間で無料にて購読する期間を設定しない旨別途合意がある場合は、この限りではありません。

2. 当社又は有料メルマガの発行者の責に帰すべき事由により、有料メルマガの発行が停止若しくは72時間を超えて遅延した場合、当該有料メルマガの購読料金は、発生しません。
3. 有料メルマガ発行者が月の途中で当該有料メルマガの発行を停止、休刊、廃刊とした場合、その月における有料メルマガの購読料金は、発生しません。また、廃刊とした場合は、バックナンバーの購読料金も、発生しません。

第11条（支払金の支払いの留保）

1. 当社は、有料メルマガ発行者の発行するメルマガが強制廃刊となった場合で、その理由が悪質である場合には、当該有料メルマガ発行者に対する未払いの支払金の支払を留保し、当該支払金を当社及び読者に対する損害賠償金等に充当できるものとします。
2. 当社は、有料メルマガ発行者に対して会員規約第15条の処分を行った場合で、その処分理由が悪質である場合には、当該有料メルマガ発行者に対する未払いの支払金の支払を留保し、当該支払金を当社及び読者に対する損害賠償金等に充当できるものとします。

第4章 全般

第12条（著作権の所在、ライセンス規定）

1. メルマガ発行者が発行するメルマガの著作権は、当該メルマガ発行者に帰属します。
2. メルマガの著作権者がメルマガ発行者と異なる場合、メルマガ発行者は、第13条の規定を著作権者に同意させるものとします。メルマガ発行者が自身のメルマガの著作権を他人に譲渡する場合においても、同様とします。
3. メルマガ発行者が著作権者に第13条の規定を同意させることなく、メルマガを発行したことにより生じた争いについて、当社は、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、すべてのメルマガについて、読者が個人使用目的の範囲内で当該メルマガを自由に使用する限りにおいて、メルマガの使用許諾を与える旨会員規約及び無料メルマガ読者登録規約にて規定しています。メルマガ発行者は、これと異なるライセンス規定を設定する場合、当該メルマガの紹介ページ等においてライセンス規定を明記しなければなりません。
5. メルマガ発行者は、前項の独自のライセンス規定をすべて自身の責任において設定しなければなりません。
6. 当社は、メルマガ発行者独自のライセンス規定に起因して発生する損害等について、一切責任を負わないものとします。

第13条（当社によるメルマガの利用）

1. メルマガの著作権を有するメルマガ発行者は、当社が当該メルマガを次の各号に掲げる方法で使用するについて、当社に対して、無償且つ無期限にて許諾を与えるものとし、いかなる場合も当社に対しロイヤルティ、対価等を請求しないものとします。
 - (1) メルマガの配信のために複製を作成すること
 - (2) メルマガの配信完了後、当該メルマガの複製を当社のサーバーに保持すること（メルマガの廃刊後においても同様とします。）

- (3) メルマガを、本サイト及びオフィシャルメルマガ等に掲載し紹介すること
 - (4) バックナンバーを公開するメルマガについては、メルマガ登録者の求めに応じてバックナンバーを再送信すること
 - (5) その他、当社のサービス上必要な範囲で使用する（ただし、この場合、当社は、著作権を不当に害することのないよう配慮するものとします。）
2. メルマガ発行者は、当社が前項の目的でメルマガを使用する限りにおいて、当社に対し著作権者人格権を行使しないものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、メルマガ発行者（法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。以下本条において同じ。）が以下の各号に該当する者であることが判明した場合には、事前に通知することなく、当該メルマガの強制廃刊その他必要な措置をとることができるものとします。
- (1) 暴力団、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）
 - (2) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えるために、反社会的勢力を利用した又は利用している者
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている者
 - (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
2. 当社は、メルマガ発行者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、事前に通知することなく、当該メルマガの強制廃刊その他必要な措置をとることができるものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社が本条各項の規定に基づく措置をとった場合には、当該措置によりメルマガ発行者に損害が生じても当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、当該措置により当社に損害が生じたときは、メルマガ発行者はその損害を賠償するものとします。

第15条（権利譲渡の禁止、免責事項）

1. メルマガ発行者は、メルマガ発行に係る権利、義務の一部または全部を第三者に譲渡、貸与、名義変更、販売又は質入等をしてはなりません。
2. メルマガ発行者は、メルマガ記事の作成業務等を第三者に委託する場合、当該委託先の行為等について、当該委託先と連帯して責任を負うものとします。
3. メルマガ発行者が自身の発行するメルマガ内に、第三者からの記事、広告等を掲載する場合、当該第三者とメルマガ発行者との間、メルマガ発行者と読者との間若しくはメルマガ発行者と他の第三者との間でトラブル等が発生したときでも、当社は、一切責任を負わないものとします。

第16条（合意管轄・準拠法）

1. 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

- メルマガ発行者は、本規約に関連して紛争等が発生した場合、当社の本店を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第17条（本規約の変更）

- 当社は、メルマガ発行者に対して、事前に何らの通知を行うことなく、本規約を変更できるものとします。
- 本規約を変更する場合、当社は、変更後の規約を本サイト上に掲載することをもって、本規約の変更を通知します。
- メルマガ発行者は、本サイト又は発行サービスを利用するごとに本規約を確認するものとします。当社は、本規約の変更後、メルマガ発行者が本サイト又は発行サービスを利用したことをもって、当該メルマガ発行者が本規約の変更を確認し、同意したものとみなすことができます。

（平成28年9月1日制定）

（令和元年8月29日改定）